

建物滅失登記の必要書類チェックリスト

申請の前に集める書類(取り壊したら1か月以内に申請)

1 申請の期限を書いておく 不動産登記法 第57条

建物が滅失したときは、表題部所有者または所有権の登記名義人が、滅失の日から1か月以内に建物の滅失の登記を申請しなければなりません。正当な理由がないのに申請を怠ったときは、10万円以下の過料の対象です(同法 第164条第1項)。

建物を取り壊した日(建物滅失証明書の日付) 年 月 日	1か月以内の申請の期限(自分で数えて書く) 年 月 日	申請する予定の日 年 月 日
--------------------------------	--------------------------------	-------------------

2 自分のケースに✓を入れる 当てはまるものは全部

☐ 登記記録の所有者が自分 基本の書類(申請書・建物滅失証明書・ 業者の印鑑証明書など)	☐ 登記記録の住所から引っ越した 住民票の写し・戸籍の附票の写し等も要 る	☐ 登記記録の所有者が亡くなっている 相続人が申請。戸籍・戸籍の附票等も要 る	☐ 代理人に頼む 委任状(委任した日付を書く)も要る
---	--	--	--

3 申請の前に集める書類 法務局の記載例・地方法務局のチェックリストより

書類	どこで・誰から	要る場合	入手日・メモ
☐ 登記申請書(建物滅失) 登記の目的は「建物滅失」。様式と記載例は太郎・Word・PDFで公開されている	自分で作る(様式・記載例は法務局ホームページ)	すべての申請	
☐ 建物滅失証明書 建物が取り壊されたことの証明書。業者が作成し実印を押したもの	建物を取り壊した業者(工事請負人)から受け取る	すべての申請(取り壊した場合)	
☐ 取り壊した業者の印鑑証明書 法人なら登記所で交付される代表者の印鑑証明書、個人の業者なら個人の印鑑証明書	建物を取り壊した業者から受け取る	業者が法人で会社法人等番号を申請書に書く場合は、省略できる(代表者の印鑑を今も登記所に登録している場合に限る)	
☐ 取り壊した業者(会社)の代表者の資格を証する書面(登記事項証明書など) 申請書の添付情報欄に「建物滅失証明書(会社法人等番号 ○○)」と書く	建物を取り壊した業者から受け取る	業者が会社の場合。会社法人等番号を申請書に書けば省略できる	
☐ 住民票の写し・戸籍の附票の写し等(住所の移り変わりが分かるもの) 登記記録上の住所から今の住所までの異動の経過が分かるもの	市区町村	登記記録上の所有者の住所が、今の住所と違う場合	
☐ 戸籍・戸籍の附票等(相続人が申請する場合) 所有者が亡くなった記載のある戸籍、申請する人が相続人であることが分かる戸籍、登記記録上の住所と本籍のつながりが分かる戸籍の附票等、申請する相続人の住民票または戸籍の附票	市区町村	登記記録上の所有者が亡くなっている場合	
☐ 委任状(代理権限証書) 委任した日付を書く	申請人が作る	代理人が申請する場合	
☐ 申請する建物の場所が分かる地図 登記所が現地で確認するため	手元で用意	鳥取地方法務局のチェックリストでは添付を求めている(申請先の法務局で確認)	
☐ 返送用の封筒・切手 返送は書留郵便(簡易書留・レターパックプラスを含む)のみ	手元で用意	登記完了証や返してもらう書類を郵送で受け取りたい場合(佐賀地方法務局のチェックリスト)	

申請書を書くために見る資料:建物の登記事項証明書(または登記事項要約書)

申請書の「建物の表示」(所在・家屋番号・種類・構造・床面積)と申請人(今の登記名義人)の住所・氏名は、今の登記記録(登記事項証明書)のとおりに書きます。2ページ目の下書き欄に写しておくとう便利です。

「場所が分かる地図」は鳥取地方法務局のチェックリスト、「返送用の封筒・切手」は佐賀地方法務局のチェックリストにある項目です。申請先の法務局の案内で確認してください。

建物滅失登記の必要書類チェックリスト

解体業者から受け取る書類のメモ・申請書に写す内容

4 解体業者から受け取る書類 法務局の記載例(注1)・地方法務局のチェックリストより

建物滅失証明書は、建物を取り壊した業者(工事請負人)が作る、建物が取り壊されたことの証明書です。業者の実印が押され、業者の印鑑証明書を添えます。業者が会社で、申請書に会社法人等番号を書くときは、代表者の資格を証する書面と印鑑証明書(現在登記所に印鑑を登録している場合)を省略できます。

	受け取るもの	受け取った日・メモ
☐	建物滅失証明書 業者が作成し実印を押したもの(原本)	
☐	業者の印鑑証明書 法人:登記所で交付される代表者の印鑑証明書／個人の業者:個人の印鑑証明書	
☐	業者(会社)の代表者の資格を証する書面 登記事項証明書など。会社法人等番号を申請書に書くなら不要	
☐	業者の会社法人等番号 申請書の添付情報欄に「建物滅失証明書(会社法人等番号)」と書く	

5 建物滅失証明書に書かれているかを確認する 法務局の「建物滅失証明書の例」の項目

	項目	証明書の記載(写す)
☐	建物の表示(所在・家屋番号)	
☐	滅失の理由(取り壊した日と「取壊し」)	
☐	所有者(住所・氏名)	
☐	取り壊したことを証明する文と、証明した日	
☐	取り壊した業者の住所・名称・代表者と押印(実印)	

6 申請書に写す内容の下書き 登記事項証明書(または登記事項要約書)を見て書く

不動産番号	
所在	
家屋番号	
種類・構造・床面積	
附属建物(ある場合)	
申請人(今の登記名義人の住所・氏名)	
登記原因及びその日付	令和 年 月 日取壊し 建物滅失証明書に書かれた取壊しの日

不動産番号を書いたときは、所在・家屋番号・種類・構造・床面積の記載を省略できます(法務局の記載例 注5)。申請書の様式と記載例は、法務局ホームページ「不動産登記の申請書様式について」の「4 建物滅失登記申請書」にあります。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html#24>

建物滅失登記の必要書類チェックリスト

提出先の登記所の記録・申請書の注意・相談先

ふれあいの丘
生前整理支援センター
3 / 3

7 提出先の登記所の記録 不動産の所在地を管轄する法務局へ提出

提出先の法務局・支局・出張所の名前(法務局ホームページ「管轄のご案内」で確認)：

登記手続案内の予約(する場合) 予約した日・方法(電話／窓口での対面／ウェブ会議)・案内を受ける日時：

提出の方法 ☐ 書面で窓口へ提出 ☐ オンライン(マイナンバーカード・ICカードリーダーライター) 提出した日：

オンラインの場合、書面の添付情報を登記所に持参・書留郵便等で送った日(受付の日から2日以内。初日・休日等を除く)：

補正(直すところ)の連絡・言われたこと：

登記が終わった日・登記完了証や返してもらった書類を受け取った日：

8 申請書を出す前の確認 法務局の記載例・地方法務局のチェックリストより

☐	登記の目的	「建物滅失」と書く
☐	添付情報	「建物滅失証明書」。取り壊した業者が会社なら会社法人等番号も書ける(書くと業者の資格証明書・印鑑証明書を省略できる)
☐	申請日	申請書を登記所に提出する日
☐	申請人	登記記録の甲区に記録されている今の登記名義人の住所・氏名(甲区がなければ表題部の末尾の所有者)。氏名の末尾に認印
☐	連絡先の電話番号	補正(直すところ)があるときに登記所から連絡を受けられる、平日の日中の番号(携帯電話でもよい)
☐	契印	申請書が2枚以上になるときは、各用紙のつづり目に契印(申請人が2人以上なら1人でよい)
☐	添付書類は原本	原本の還付を受ける場合も原本を提出する(鳥取地方法務局のチェックリスト)。原本を返してほしい書類は、申請のときに申し出る

登記記録の所有者が亡くなっているとき(相続人が申請)

表題部所有者・所有権の登記名義人に相続があったときは、相続人などの一般承継人が表示に関する登記を申請できる(不動産登記法第30条)。佐賀地方法務局のチェックリストでは、相続人の1人から申請できるとされています。

添える書類(佐賀地方法務局のチェックリスト)：所有者が亡くなった記載のある戸籍、申請する人が相続人であることが分かる戸籍、登記記録上の住所と本籍のつながりが分かる戸籍の附票等、申請する相続人の住民票または戸籍の附票。

相談先

- 法務局の登記手続案内は、申請書の作成等に必要な情報の提供。1回20分以内・完全予約制で、電話・窓口での対面・ウェブ会議から選べる。担当者が申請書を作ることはない。
- 土地家屋調査士は、他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記の申請手続の代理などを業とする(土地家屋調査士法第3条第1項)。手数料や報酬はそれぞれが定めていて、法務局は答えられません(最寄りの土地家屋調査士会・司法書士会へ)。
- 登記がされていない建物は、滅失の登記を申請できません(佐賀地方法務局のチェックリスト)。

このチェックリストについて

不動産登記法・不動産登記令(e-Gov)、法務局の申請書様式・記載例・案内、鳥取地方法務局・佐賀地方法務局のチェックリスト(2026年10月7日確認)をもとにした一般的なチェックリストです。申請書の作成の代行や、個別のケースの判断はしていません。チェックしても補正がないとは限りません。申請書の様式・記載例は法務局ホームページから入手してください。

申請書の様式(PDF)：<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001188744.pdf>

記載例(PDF)：<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001189459.pdf>

管轄のご案内：https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html